

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年5月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800225号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900005号

第1 結論

請求者のA社における平成17年8月12日から平成23年7月1日までの期間及び平成23年12月1日から平成24年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成17年8月は12万6,000円から15万円、平成17年9月から平成20年8月までは12万6,000円から16万円、平成20年9月から平成21年6月までは12万6,000円から15万円、平成21年7月から平成22年8月までは12万6,000円から18万円、平成22年9月から平成23年6月までは13万4,000円から18万円、平成23年12月は18万円から28万円とする。

平成17年8月から平成23年6月までの期間及び平成23年12月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月から平成23年6月までの期間及び平成23年12月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月12日は6万9,000円、平成18年7月10日は7万4,000円、平成19年7月10日は10万円から12万8,000円、平成19年12月10日は10万円から12万7,000円、平成20年7月10日は12万円から13万6,000円、平成20年12月10日は12万円から13万9,000円、平成21年12月10日は14万円から14万8,000円、平成22年12月10日は14万円から24万円に訂正することが必要である。

平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成21年12月10日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月12日、平成18年7月10日、平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成21年12月10日及び平成22年12月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成21年12月10日及び平成22年12月10日については履行していないと認められ、

また、平成 17 年 12 月 12 日及び平成 18 年 7 月 10 日については、明らかでない
と認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認める
ことはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日から平成 24 年 1 月 1 日まで
② 平成 17 年 12 月
③ 平成 18 年 7 月
④ 平成 19 年 7 月 10 日
⑤ 平成 19 年 12 月 10 日
⑥ 平成 20 年 7 月 10 日
⑦ 平成 20 年 12 月 10 日
⑧ 平成 21 年 12 月 10 日
⑨ 平成 22 年 12 月 10 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①について標準報酬月額が実際の
給与額と比べて低い額となっているため、標準報酬月額を訂正し、年金額に
反映する記録に訂正してほしい。

請求期間②及び③について A 社から賞与が支払われていたが賞与の記録
がないため、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

また、請求期間④から⑨までについて、標準賞与額が実際の賞与額と比べ
て低い額となっているため、正しい標準賞与額に記録を訂正し、年金額に反
映する記録としてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 17 年 8 月 12 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間
及び平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 1 月 1 日までの期間について、請求者
の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 17 年 8 月から平成 22 年
8 月までの期間は 12 万 6,000 円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 6 月までの期
間は 13 万 4,000 円、平成 23 年 12 月は 18 万円と記録されているが、請求者
から提出された請求期間①における給与明細書、給与明細、給与支給明細書、
預金通帳の写し及び給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給与明細書等」と
いう。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6

月までの報酬月額に基づき改定又は決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成19年12月から平成20年2月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成17年8月から平成19年8月までは22万円、平成19年9月から平成20年2月までは20万円、平成20年3月から平成21年6月までは26万円、平成21年7月から平成23年6月までは30万円、平成23年12月は28万円）はオンライン記録を超えており、これらの標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成17年8月は15万円、平成17年9月から平成20年8月までは16万円、平成20年9月から平成21年6月までは15万円、平成21年7月から平成23年6月までは18万円及び平成23年12月は28万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年8月は15万円、平成17年9月から平成20年8月までは16万円、平成20年9月から平成21年6月までは15万円、平成21年7月から平成23年6月までは18万円、平成23年12月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成17年8月から平成23年6月までの期間及び平成23年12月について、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成23年7月1日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、給与明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、オンライン記録を超えていることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与明細書、賞与明細、

賞与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「賞与明細書等」という。）により、請求者は、A社から請求期間②は14万円、請求期間③は15万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間②は6万9,000円、請求期間③は7万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間②及び③に係る賞与の支払日については、複数の同僚の賞与支払届により、請求期間②は平成17年12月12日、請求期間③は平成18年7月10日とすることが妥当である。

請求期間④から⑨までについて、賞与明細書等によると、請求者は、オンライン記録により確認できる標準賞与額（請求期間④及び請求期間⑤は10万円、請求期間⑥及び請求期間⑦は12万円、請求期間⑧及び請求期間⑨は14万円）を超える賞与（請求期間④は20万8,000円、請求期間⑤は21万円、請求期間⑥は22万6,000円、請求期間⑦は23万6,000円、請求期間⑧は25万8,000円、請求期間⑨は24万円）の支払を受け、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は12万7,000円、請求期間⑥は13万6,000円、請求期間⑦は13万9,000円、請求期間⑧は14万8,000円、請求期間⑨は24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は6万9,000円、請求期間③は7万4,000円、請求期間④は12万8,000円、請求期間⑤は12万7,000円、請求期間⑥は13万6,000円、請求期間⑦は13万9,000円、請求期間⑧は14万8,000円、請求期間⑨は24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑨までについて、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、請求期間④から⑨については、年金事務所が保管している請求者の平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成21年12月10日及び平成22年12月10日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が厚生年金保険における標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額を厚生年金保険の記録どおりの標準賞与額に見合う額として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成19年7月10日、平成19年12月10日、平成20年7月10日、平成20年12月10日、平成21年

12月10日及び平成22年12月10日に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、請求期間②及び③については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。